

令和7年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和7年9月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職名及び採用予定人数

職名	採用予定人数
学校生活支援員	若干名

2 受験資格

(1) 資格

下記のいずれかに当てはまる者

ア 小学校教諭免許、特別支援学校教諭免許若しくは中学校教諭免許を取得している者
(取得見込者を含む。)

イ 保育士、臨床心理士資格等のある者

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学において心理学、教育学若しくは児童学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

エ その他教育委員会が適切と認める者

(2) 欠格条項(次のいずれかに該当する方は、受験できません。)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1)勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日及び勤務時間	勤務場所
月曜日から金曜日までの間の週5日以内 原則として午前8時 30 分から午後4時 15 分までの7時間以内 1日の勤務時間が6時間を超える場合は、休憩時間を少なくとも45 分置くこととし、校長が別に定める。	・西東京市立小・中学校 ・その他任命権者が定める場所

※週5日以内の勤務で、年 84 日程度となる見込み。

(2)職務内容

- ア 児童又は生徒に対する学校生活に適應するための補助に関すること。
- イ 児童又は生徒に対する学習指導及び給食指導の補助に関すること。
- ウ 教育的支援を要する児童又は生徒に対する補助に関すること。
- エ その他西東京市教育委員会教育長が必要であると認めること。

(3)報酬等

ア 報酬額

時間額 1,340 円

※報酬額は改定される場合もあります。

イ 通勤手当相当額

西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により通勤手当相当の報酬を支給します。

(4)休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1)面接試験(選考)

応募者全員に対して、次のとおり行います。

ア 日時 令和7年8月 12 日(火)

集合時間は、受付終了後、郵送等により各自に通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

イ 場所 西東京市役所 田無第二庁舎 4階 会議室 (予定)

(2)採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び面接試験(選考)の結果を総合的に判定のうえ採用候補者(名簿登載者)を決定し、令和7年8月下旬までに可否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1)採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、**令和8年3月31日までとなります。**

(2)採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じることとなった場合、市(教育指導課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用を辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

(3)任用期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項参照)。

なお、西東京市の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1) 申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和7年7月28日(月)から令和7年8月5日(火)まで

※午前8時30分から午後5時まで。土・日曜日、祝日は除く。

イ 配布場所

西東京市役所 田無第二庁舎3階教育指導課 ・ 田無庁舎5階職員課

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2) 申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月5日(火)まで ※午前8時30分から午後5時まで ※土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所 田無第二庁舎3階 教育部 教育指導課
郵送	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月5日(火)まで(必着) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎 西東京市教育部教育指導課 特別支援教育係 宛て

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和7年度 西東京市会計年度任用 職員採用試験 申込書・履歴書・事前質問票	・当市指定用紙を使用してください。 ・申込書の指定箇所に、最近3箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけしてください。
②	返信用封筒 2通	・定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・110円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入してください。
③	資格の証明書(写し)	提出がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。
なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問合わせ先

西東京市 教育指導課 特別支援教育係 担当 織本

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番 13 号(田無第二庁舎)

電話 042-420-2828(直通)

042-464-1311(内線 12656)